

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）において、船舶所有者は、船舶が航行するために必要な構造、設備等が技術基準に適合しているかについて、国等による検査を受けることが義務付けられている。また、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）等において、船舶所有者は、船舶の国籍や所有権を公的に証明するために国等の登録を受けることが義務付けられている。そのうち、小型船舶（総トン数 20 トン未満の船舶をいう。以下同じ。）に係る検査及び登録（以下「検査等」という。）は、原則として、日本小型船舶検査機構（以下「JCI」という。）が国の代行機関として実施している。

小型船舶の検査の手数料については、平成 17 年までは船舶検査官の人件費単価等をもとに 3～5 年ごとに改正を行っていたものの、平成 18 年以降は改正を行ってなかったところ。しかしながら、昨今の急激な物価高騰等の影響に加え、小型船舶の安全性を確保するための検査の実効性向上の影響等により、検査等に係る実費と検査等の手数料の額に乖離が発生している。

これを踏まえ、検査等に係る実費と検査等の手数料の額の乖離を解消するため、小型船舶の検査等の手数料について適正な額への改定を行うもの。

2. 概要

（1）小型船舶の検査に係る手数料の改正（船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）第 66 条関係）

小型船舶（国が検査を実施するものを除く。）の検査に係る手数料の額について、別紙のとおり改定する。

（2）小型船舶の登録に係る手数料の改正（小型船舶登録規則（平成 14 年国土交通省令第 4 号）第 47 条関係及び小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成 14 年国土交通省令第 5 号）第 9 条関係）

小型船舶の登録に係る手数料の額について、別紙のとおり改定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 6 月

施 行：令和 8 年 7 月 1 日